

# 男女共同参画プランの進捗管理について

## ■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

## 1. 基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

## 2. プランの概要

### (1) 趣旨等

#### ① 趣 旨

人権尊重と男女平等の視点に立った取組方向  
男女の自立と男女共同参画社会の実現に向けた施策の指針

#### ② 性 格

男女共同参画社会の実現を促進するための施策に関する基本的なプラン

#### ③ 計 画 期 間

平成 20 年度から平成 27 年度まで（8 年間）

今年度は、プラン実施年度から 6 年目  プランが実効性のあるものになるよう、今後とも着実な取り組みが必要。



### (2) プランの体系

① 将 来 像      お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現をめざす下野市

#### ② 重点推進方針

- 男女共同参画の認知度向上と意識改革のための啓発活動の推進
- 地域コミュニティによる草の根活動の活性化

### (3) 基本目標

#### <3つの基本目標>

#### I 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が正しい平等意識をもち、固定的な性別役割分担の意識を考え改めるため、みんなで学習することにより、男女の人権を尊重し、個性が尊重される社会的機運の醸成を促進します。

#### II 男女がともに個性や能力を發揮できる社会環境づくり

家庭、職場、意思決定の場、地域など、あらゆる場で男女がともに発言し活動できる環境づくりを推進します。

#### III 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

男女が心身の健康を保持し生涯を通じ心豊かな生活を送れるよう、健康づくりの推進やひとり親家庭の福祉の充実、子育てを支援できる体制づくりに努めます。また、生涯学習等の学ぶ機会を充実させます。

### (4) 進行管理（進捗状況の把握）

#### ①目的

市民と行政との対話を通じて、意識改革・意識啓発を促します

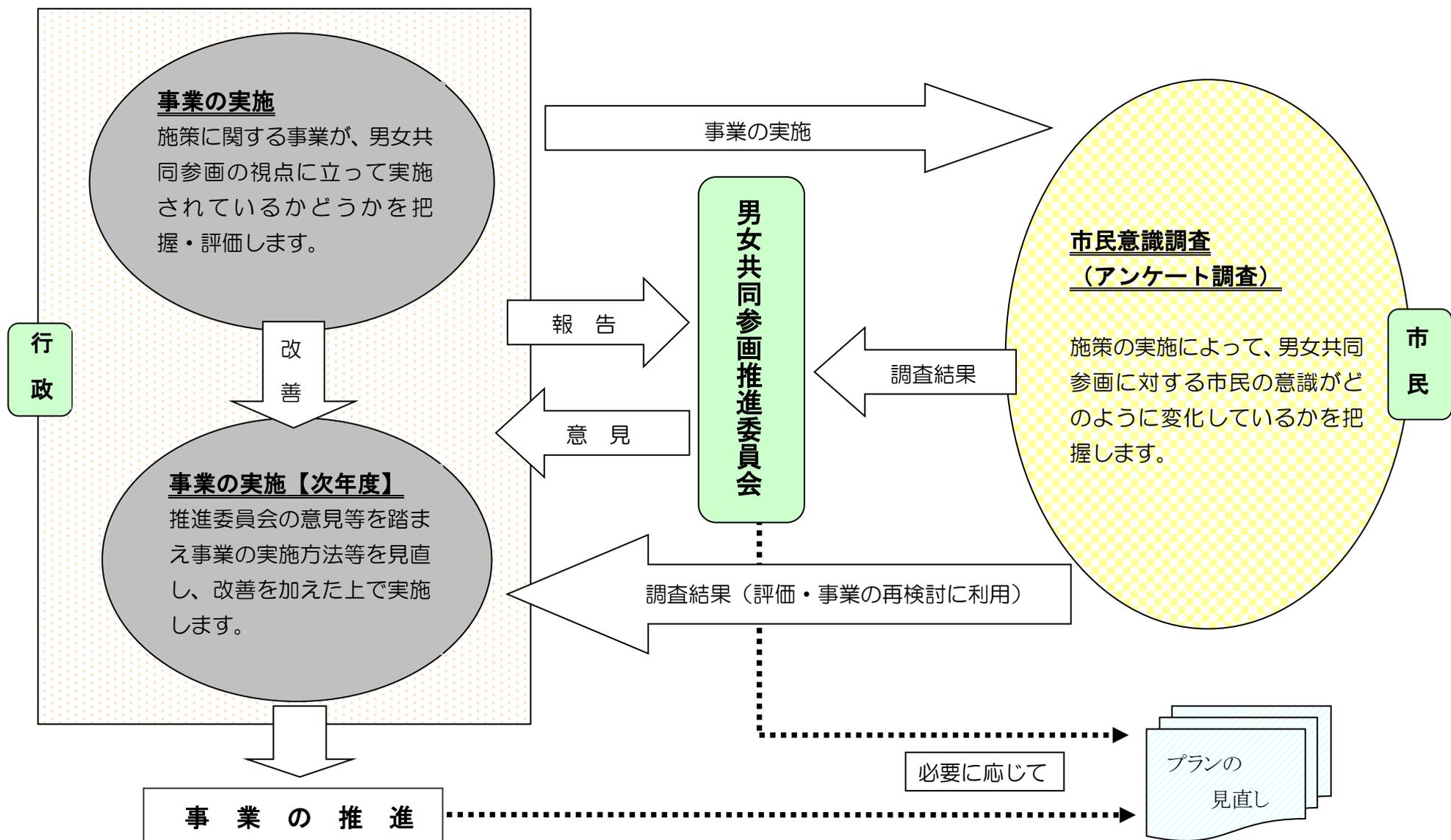
#### ②把握方法

- ・ 施策の実施状況の把握・評価  
毎年度実施
- ・ 市民意識調査  
3年程度ごと（平成23年度実施）



市民の意識がどのように変化したかを意識調査で把握する。

## (5) 全体のイメージ



## (6) 推進体制

- ① 男女共同参画推進委員会
- ② 庁内組織 

{	男女共同参画推進本部
	男女共同参画推進本部幹事会
	男女共同参画推進本部推進委員会

### ＜男女共同参画推進委員会の所掌事務＞

- 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項

## (7) プランに位置づけた事業

### ① 男女共同参画の推進を主目的とする事業

男女共同参画映画会・パネル展示・市民意識調査・情報紙の発行・男女共同参画研修及び講座・審議会委員の女性登用・DVカードの作成・DVや児童虐待防止のための相談体制の確立

### ② 男女共同参画の推進が主目的ではない事業

各課の既存事業（子育て支援事業、生涯学習講座、就業活動支援、広報紙作成など）

各課の事業実施の際に、男女共同参画の視点から配慮していくことで、意識を喚起していくことが重要です。